

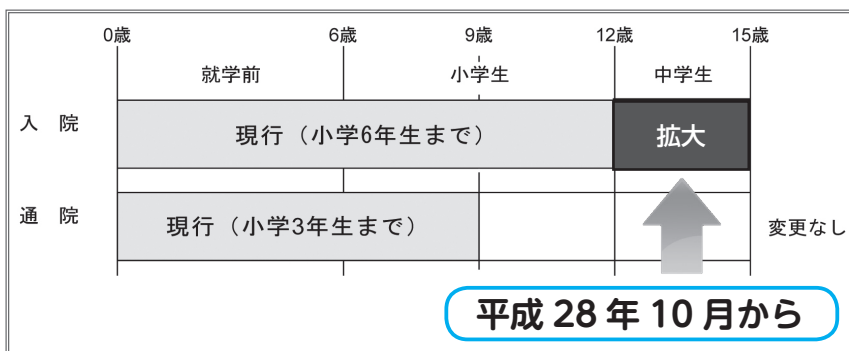


# 中学3年生まで拡大！

市は、子育て支援の充実、保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児などの医療費を無料化しています。さらに負担軽減を図るため、乳幼児等医療費助成の対象を拡大します。助成を受けるには、乳幼児等医療費受給者証が必要で、事前に申請が必要です。

## 申請に必要なもの

- 保護者の印鑑（シャチハタ印は不可）
- 対象となるお子さんの保険証
- 所得と課税状況の確認できる書類（平成28年1月1日現在、岩見沢市に住民登録がない方のみ）



※この拡大に伴い、重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの中学生の入院医療費も全額助成となります。どちらの受給者証も改めて申請する必要はありません。7月にお送りしたものをそのままお使いください。

## 学校などでのケガは受給者証が使えません

### 学校などでのケガ・事故



学校などに相談

病院へ

- 受給者証を使わないで受診
- 自己負担3割または2割

学校などに確認

### ★どうして受給者証が使えないの？

小・中学校や高校、一部の幼稚園、保育園では、児童生徒が災害に遭った場合、保護者の皆さんにその治療費などが給付される、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。この制度は、市の医療費助成より優先することになっているため、(独)日本スポーツ振興センターから給付を受けることができる場合には、市の医療費助成を重複して受けることはできません。

### 受給者証を使ってしまった場合は…

市が助成した医療費を返還していただきます。後日、納入通知書を郵送しますので、最寄りの金融機関でお支払いください。

### 対象の時は

#### 学校などで災害共済給付制度の申請

※詳しくは在籍する学校などへお問い合わせください。

後日、(独)日本スポーツ振興センターから給付されます。

### 対象外の時は

市の医療費助成を受けることができますので、払い戻しの申請をしてください。

#### 申請に必要なもの

- 印鑑（シャチハタ印は不可）
- 医療費の領収書
- 保護者の振込口座がわかるもの



申請・問合先 国保医療助成課医療助成グループ